

四日市市告示第 367 号

四日市市都市計画まちづくり条例（平成 19 年 12 月 21 日四日市市条例第 52 号）第 5 条の規定により都市計画変更の原案を作成したので、同条例第 6 条第 3 項の規定により公聴会の開催を告示する。

平成 27 年 8 月 21 日

四日市市長 田中俊行

1. 都市計画の原案の種類・名称・位置及び区域

種類、名称：四日市都市計画生産緑地地区

平成 26 年 9 月 10 日から平成 27 年 1 月 31 日までの間に、生産緑地地区指定の申出があり、指定要件を満たしている農地を、生産緑地地区に指定する変更を行います。

位置及び区域：都市計画の図書において表示する。

2. 都市計画の原案の閲覧場所

四日市市諏訪町 1 番 5 号

四日市市役所 都市整備部都市計画課

閲覧期間：平成 27 年 8 月 24 日（月）～平成 27 年 9 月 7 日（月）

8:30～17:15（※土・日曜日を除く）

3. 公聴会の開催の日時及び場所

日時：平成 27 年 9 月 11 日（金）19 時から

場所：総合会館 7 階第 2 研修室

4. 公述人の申出に係る書面の提出期限及び提出先

公聴会に出席して意見を述べようとする者（公述申出人）は、同条例施行規則第 3 条に規定する公述申出書（第 1 号様式）を市に提出するものとする。

公述申出書の提出期限：上記の閲覧期間内とする。

提出先：〒510-8601 四日市市役所都市計画課へ

5. その他公聴会の開催に関し必要な事項

公述申出人がいないときは、公聴会に代えて説明会を開催する。

（都市整備部都市計画課）